○　投資者保護に関するもの

公表事案：適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、行為の重大性・悪質性に鑑み、投資者保護上の観点から、広く周知することが適当であると認められたことから、検査対象先の名称等について公表を行ったもの。

①　集団投資スキーム持分の契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の告知をする行為
〔金商法第63条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号〕
（本章第７－７―⑴及び附属資料２－４－３⑴④（番号１）参照）
（本章第７－７―⑵及び附属資料２－４－３⑴④（番号２）参照）
（本章第７－７―⑸及び附属資料２－４－３⑴④（番号５）参照）

○　当社は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に配付した資料に他社が運営するシステムトレードで出資金の一部を運用する旨を記載し、告知を行っていたが、実際には当該システムトレードで運用を行っていなかった。

②　ファンド出資金の流用等
（本章第７－７―⑴及び附属資料２－４－３⑴④（番号１）参照）
（本章第７－７―⑶及び附属資料２－４－３⑴④（番号３）参照）
（本章第７－７―⑷及び附属資料２－４－３⑴④（番号４）参照）
（本章第７－７―⑸及び附属資料２－４－３⑴④（番号５）参照）
（本章第７－７―⑹及び附属資料２－４－３⑴④（番号６）参照）

問題点通知事案

○　第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業
〔金商法第29条〕
当社は、適格機関投資家１名及び一般投資家49名超を相手方としてファンド持分の取得勧誘を行うなど、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさず、無登録で金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）を行っていた。

6　金融商品仲介業者に対する検査

平成24年度に検査が終了した金融商品仲介業者は６業者であり、２業者において問題点が認められた。これら２業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは１業者、その他業務運営に関するものは２業者となっている。

○　投資者保護に関するもの

勧告事案

○　無登録で私募投信に係る私募の取扱いを行っている状況
〔金商法第29条〕
（本章第７－５及び附属資料２－４－３⑴①（番号15）参照）

7　信用格付業者に対する検査

金商法の一部改正に伴い、平成22年４月に信用格付業者の登録制度が開始され、同年９月より７社（５グループ）が信用格付業に係る登録を受けている。平成23年４月より、順次、信用格付業者に対する検査を実施し、本年２月に全信用格付業者に対する検査を一巡したところである。これらの検査の結果、全７業者において問題点が認められた。

㈱　なお、平成23年度に検査が終了した信用格付業者２業者を含め記載を行っている。

勧告事案

①　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第６号ト〕
（本章第７－６及び附属資料２－４－３⑴①（番号13）参照）

②　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第66条の41〕
（本章第７－６及び附属資料２－４－３⑴①（番号13）参照）

問題点通知事案

①　ローテーション・ルールの整備が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第２号ロ〕
当社は、信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う際、同一営業日に同一の格付関係者が利害を有する案件について、同一の議決権者が連続して議決している状況が認められた。

②　格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置等が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第６号ニ〕
当社においては、経営陣が格付方法（信用格付の付与に係る方法の概要をいう。以下同じ。）に係る業務執行を専任の担当者に任せきりで牽制態勢を構築していなかったことから、格付方法の改訂の際、具体的な検討を十分に行わないまま承認を行っている事例が認められた。

③　利益相反回避措置が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第７号イ⑵〕
当社においては、主任アナリスト等の任命時や格付委員会の出席者の決定時において、当該者に対する格付関係者との利益相反の有無の確認を行っていない状況が認められた。

④　信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第13号〕
当社は、苦情に係る事務フロー等についてのルールを策定していなかったことから、当社に対する苦情について経営陣や当局への報告を行っておらず、また、苦情への対応状況を適切にフォローアップする態勢も整備されていない状況であった。

⑤　情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第12号〕
当社においては、発行体等から受領した重要書類等における具体的な管理方法が社内規程により定められていないため、発行体等から受領したファイル数及び電子媒体の保管枚数等の記録が作成されていない状況が認められた。

⑥　関連業務に関する誤認防止措置が不十分な状況
〔金商法第66条の33第１項に基づく金商業等府令第306条第１項第16号〕
当社においては、関連業務として行っている事業法人の私的格付に係る営業活動に利用する資料や契約書等において、「信用格付業に係る行為でない旨の記載」が行われておらず、誤認防止措置が講じられていない状況が認められた。

⑦　信用格付業の業務が格付方針等に従って適切に行われていない状況
〔金商法第66条の36第２項〕
当社は、信用格付を公表する際、既に廃止した旧版の格付方法を格付付与時に採用した格付方法の名称として公表を行っていた。
また、別件の信用格付を公表する際、格付付与時に採用した英語版の格付方法の名称のみ公表を行っているが、当社ウェブサイトで英語版の格付方法そのものを掲載していなかったため、信用格付の利用者等は格付方法の内容を確認できない状況であった。

第７　証券検査の結果に基づく勧告等

平成24年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成24年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

1　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　ＳＭＢＣ日興証券株式会社
（勧告日：平成24年４月13日）【附属資料２－４－３⑴①（番号１）参照】

○　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第５号及び金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第14号〕